

岩手県監査委員告示第15号

包括外部監査結果の公表（平成23年岩手県監査委員告示第14号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月30日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成22年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「県出資法人（特例民法法人）の運営状況」および「基金の管理および運用」について

3 監査委員告示

平成23年3月8日付け岩手県監査委員告示第14号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

(1) 財団法人さんりく基金

ア 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置結果（政策地域部所管分）について 平成24年3月7日

イ 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
特定資産の振替 財団法人さんりく基金は、平成21年度末に財団保有の定期預金及び投資有価証券の合計1,418,873千円を特定資産に組み入れている。これは、公益財団法人移行申請にあたり、これらの資産が遊休資産として捉えられ、移行に際し支障があると県から指導があったことによる。しかし、当該振替について理事会の決算承認の際に説明を行い、内容の承認を得ているのみで以下の点において必要な手続がとられていない。1点目として、特定資産の使用目的が明確にされていない。2点目として、特定資産の組入れは収支予算書で特定資産への支出額を明示し承認を得る必要があるが、当該手続を経ていない。公益法人会計における特定資産は、法人の特定の目的のために使途、保有、運用方法等に制約がある資産であり、資金を特定の事業目的の使用に制限を加えるものであるため、然るべき手続が必要と考える。特定資産に振替を実施するのであるならば早急に適正な手続を経る必要がある。	特定資産の振替 特定資産に振り替えた資産について、使途目的等の規程を整備した。 特定資産の組入れについて、収支予算書で特定資産への支出額を明示し、平成23年4月18日に理事会へ提案し、同月23日承認を得た（書面による意思表示）。

(2) 財団法人岩手県林業労働対策基金

ア 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置について 平成24年3月8日

イ 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
<p>貸借対照表総括表上の未収金及び未払金の表示について</p> <p>財団法人岩手県林業労働対策基金は、一般会計のほか、特別会計として林業労働力確保支援センター推進事業、地域林業雇用改善促進事業、林業労働力確保支援センター拡充強化対策事業、林業就業促進資金貸付事業及び全国森林組合連合会事業の5つをもって管理を行っている。</p> <p>平成21年度の決算書中、財団全体の財政状態を示す貸借対照表総括表をみると、一般会計に未収金1,100千円、全国森林組合連合会事業特別会計に未払金1,100千円が計上されている。この内容は、全国森林組合連合会事業特別会計から支払うべき事業費相当額を一般会計の財源から立て替えて支払ったものである。</p> <p>この内容から財団として対外的に発生した債権債務ではないにもかかわらず、貸借対照表総括表に債権債務が両建て計上されていることとなる。このような債権債務については、公益法人会計基準注解（注2）において相殺消去すべきものと定められているが、相殺消去がなされていない。</p> <p>したがって、これら債権債務は貸借対照表総括表の内部取引消去の欄において相殺消去すべきであった。また、財産目録総括表についても同様に債権債務が両建て計上されているため、こちらも相殺消去する必要がある。</p>	<p>貸借対照表総括表上の未収金及び未払金の表示について</p> <p>法人において、平成22年度会計から指摘事項に従い処理している。</p>